

令和2年10月21日

令和2年千葉市教育委員会会議第10回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

# 千葉市教育委員会会議第10回定例会議事日程

令和2年10月21日(水)  
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項
  - (1) 令和2年第3回千葉市議会定例会について …… 1  
[総務課]
  - (2) 第63回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧  
会について …… 3  
[教育指導課]
- 8 議決事項
  - 議案第92号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学  
区域に関する規則の一部改正について …… 5  
[学事課]
  - 議案第93号 千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立  
特別支援学校管理規則の一部改正について …… 1・1  
[学事課]
  - 議案第94号 千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る  
処分に係る審査請求に対する裁決について …… 1  
[総務課]
- 9 臨時代理報告
  - 報告第10号 陳情について …… 1・3  
[教育指導課]
- 10 その他
- 11 閉 会

## 令和2年第3回千葉市議会定例会について

教育総務部総務課

### 1 会期 9月8日～10月7日

9月11日	議案質疑
9月14日～15日	教育未来委員会
9月16日～17日	代表質疑
9月18日	常任委員会委員長報告、討論、採決、追加議案採決
9月28日	決算審査特別委員会分科会
9月29日～10月6日	一般質問
10月6日	決算審査特別委員会分科会報告、意見表明、採決
10月7日	決算委員長報告、討論、採決

### 2 提出議案の審議状況

- (1) 令和2年度千葉市一般会計補正予算（第7号） 【令和2年教委議案第83号】
- (2) 千葉市立小学校設置条例の一部改正について 【令和2年教委議案第84号】
- (3) 千葉市立中学校設置条例の一部改正について 【令和2年教委議案第85号】
- (4) 財産の取得について（GIGAスクール用パーソナルコンピュータ）  
【令和2年教委議案第86号】
- (5) 財産の取得について（GIGAスクール用電源キャビネット）  
【令和2年教委議案第87号】
- (6) 損害賠償額の決定及び和解について 【令和2年教委議案第88号】
- (7) 決算の認定について（令和元年度千葉市一般会計歳入歳出決算）
- (8) 決算の認定について（令和元年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算）
- (9) 教育委員の任命について

※（1）～（6）については教育未来委員会の審査を経て9月18日の本会議において可決された。

※（7）、（8）については、決算審査特別委員会分科会の審査を経て、10月7日の本会議において認定された。

※（9）については、9月18日に追加議案として上程され、委員会付託は省略し、同日の本会議において、藤川大祐氏、高津乙郎氏を教育委員に任命することについて同意された。

### 3 議案質疑・代表質疑・一般質問

- (1) 議案質疑（現に議題となっている事件について、議案に係る提案理由説明を受けた後、討論、採決に入る前に、その疑義を質すために行う発言）

3人から通告があり、うち2人が教育委員会に関する質問を行った。

- (2) 代表質疑（議員が執行部に対し、決算議案など現に議題となっている事件について、討論、採決に入る前に、会派を代表して、その疑義を質すために行う発言）

4会派から通告があり、全てが教育委員会に関する質疑を行った。

- ※主な項目
- ・小学校の水泳学習における民間スイミングスクール活用について
  - ・千葉市立稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行について
  - ・学校のトイレ改修について
  - ・第2次CABINET運用後の状況について
  - ・学校適正配置について

- ・アフタースクール事業について
- ・加曽利貝塚について
- ・スクールカウンセラーの拡充について
- ・コロナ禍の学習環境整備について
- ・歳入歳出について
- ・少人数学級の問題・特別支援学校の設置基準の問題について
- ・男女共同参画について
- ・特別支援学校の性教育について
- ・図書館について
- ・中学校へのスマホの持ち込みについて
- ・子どもの歯の矯正に係る保険適用について

(3) 一般質問（議員個人が、本市の行政全般にわたり、執行部に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質す発言）

31人から通告があり、うち17人が教育委員会に関する質問を行った。

- ※主な項目
- ・ウイルス対策について
  - ・市民の命と暮らしを守るための新型コロナウイルス対策について
  - ・オンライン化の普及、推進について
  - ・加齢性難聴について
  - ・学校に通えない子どもへの支援について
  - ・感染症拡大抑制について
  - ・学校施設について
  - ・コロナ禍での生涯学習環境について
  - ・携帯基地局と市民生活について
  - ・外国人児童生徒の不就学について
  - ・公共施設と住民サービスについて
  - ・コロナ禍における働き方改革とコロナ対策について
  - ・新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・性犯罪・性暴力対策について
  - ・GIGAスクール構想について
  - ・教職員の働き方について
  - ・災害時およびコロナ禍における対策について
  - ・教育のあり方について
  - ・千葉氏について
  - ・加曽利貝塚について
  - ・いのちの教育について
  - ・学校教育におけるコロナ対策・対応について
  - ・千葉市の教育の質の向上について
  - ・コロナ下における市民生活支援について
  - ・特別な支援を要する児童・生徒への教育について

#### 4 請願の審査

(1) 請願第4号 「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願

※教育未来委員会の審査を経て、9月18日の本会議において、不採択とされた。

報告事項(2)

第63回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会について

学校教育部教育指導課

1 出品点数

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
論文	43	41	47	60	52	59	302
工夫作品	16	12	20	15	13	16	92

中学校	1年1分野	1年2分野	2年1分野	2年2分野	3年1分野	3年2分野	合計
論文	31	22	20	16	25	11	125
工夫作品	6		5		7		18

	小学校		中学校		合計	
	出品点数	推奨	出品点数	推奨	出品点数	推奨
論文	302	53	125	32	427	85
工夫作品	92	19	18	6	110	25
合計	394	72	143	38	537	110

※令和元年度 出品点数

	小学校	中学校	合計
論文	508	232	740
工夫作品	186	77	263
計	694	309	1003

2 全国展出品作品(8点)

	分野	作品名	学校 学年	氏名	備考	
教育 長 賞	小	論文	身近な土の観察 PartⅢ ～僕の生活と土の関係～	美浜打瀬小 5年	矢澤 慶一	
		工夫作品	虫脱出ゲーム Ver 6FINAL ～星に願いを～	草野小 6年	久米村 暁	R1 千葉県教育長賞
	過去の研究結果から、土に住む生物や土全体の成分について調べた上で、人の日常生活と関連付けて調べている。数種類の土をブレンドして保水力や生活排水の浄化能力を調べ、生物の育成状況を確かめることで、土の違いで植物の成長に個体差が生じることを見だし、土の種類により土砂崩れの起こり方を試験の結果をもとにまとめている。しっかりとしたデータ量と考察により、結果をまとめている。					
	6年間改良を重ねて作り続けた作品であり、「回転するフェイスシールド」、「声に反応して光るイルミネーション」を加え、スムーズな動作と、楽しめるゲーム性が備わった作品である。					
中	論文	そんなバナナ!? パート3 ～シュガースポットの秘密～	緑が丘中 3年	宮坂 直太郎 宮坂 賀子	R1 全国展出品 入賞	
	継続実験で、房の位置とシュガースポットの有無の違いで糖度などがどのように変化するか調べている。シュガースポットがあるバナナは先端が甘く、糖度が高く、食物繊維が減少していることを見いだした。					
	工夫作品	譜面台 MASTER	花園中 3年	中澤 里菜	R1・H30 全国展入賞	
プログラムを組み、譜面をめくる条件を自分で設定できる。さらに、演奏中に、楽譜をLEDライトが演奏している部分を示す、細かい気配りがある。説明用DVDの出来も素晴らしい。ページをめくる部分を更に力強く、かつ確実に譜面をめくれるよう改良を期待する。						

	分野	作品名	学校 学年	氏名	備考
小	論文	アサガオの色のふしぎ2	星久喜小 2年	古藤 真珠	R1 千葉県教育研究会 理科教育部会長賞
	アサガオの種の色と花の色の関係について調べている。花が咲き、取れた種子をまき、また同じ花が咲くのかを継続して調べまとめている。				
	工夫作品	空中大しっ走 ～ホテルでキャッチ～	宮野木小 3年	小松 叶和	R1 千葉県発明協会 会長賞、(全)入選
	鉄球が下へ転がりスイッチのONとOFFを行い、ブラックライトがつくと絵が浮かび上がるようになっている。また、下にあるスイッチに働いた鉄球を上方まで持ち上げるためにベルトコンベアを工夫して取り付けている。				
	工夫作品	階段そうじ レッサーくん	松ヶ丘小 6年	畠山 太一	R1 (県) 優秀賞
生活に役立つものをつくりたいと考え、普段休みの日に行っている階段掃除ができるロボットを作成した。普段の階段掃除は、一段ずつ下りながら掃除をしているため、ロボットも階段を下りる動きをするものとし、落ちることなく動くように工夫している。					
中	論文	72時間生きのびろ!! Part4 ～災害時用調理コンロの作成～	真砂中 2年	齋木 大翔	
	昨年度からの継続研究であり、昨年度の課題として残った火力不足の改善に向け、改良を加え、煙突機能をもったコンロの完成に至り、新たに使用しやすい燃料も探している。結果を導くまでのデータのまとめ方、実験の行い方、そして検証の仕方がよくまとめられている。				

### 3 科学館賞

	分野	作品名	学校 学年	氏名
小	論文	もえろ!せっけんろうそくのけんきゅう	園生小 1年	榎本 絢心
		あさがおのかんさつパート2 ～今年こそ!花2つだけのあさがおをつくる～	都賀の台 2年	伊藤 涼
		方位じしんは本当に真北を指すか?	海浜打瀬小 3年	小松 薫生
		植える時期によるじゃがいもの大きさやりょうのちがい	北貝塚小 4年	一二三 蒼太
		枝豆をおいしく食べたい!色・かたさ・味の良い調理法を探る。	星久喜小 5年	風間 えり
		アカボシゴマダラはなぜ増えたのか -エノキ100本調査から-	宮野木小 6年	谷本 惟音
	工夫作品	じしゃくの力でうごくおぼけやしき	幕張小 2年	出羽 瑞季
		シューと登れ!モータークライミング	幕張西小 4年	小野 終斗
中	論文	階段状に積み上げるブロックの不可思議	星久喜中 1年	宮崎 紗侑妃
		在来植物を守れ!外来植物バスターズ	大椎中 2年	三浦 由加里
		雑草は土を改良することができるのか? ～苛酷な環境でも生きる雑草の力を生かす～	有吉中 3年	西村 幸恵

議案第 9 2 号

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 0 月 2 1 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（昭和 4 4 年千葉市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 千葉市立加曾利中学校の部千葉市立都小学校の項中「市立若松小学校、北貝塚小学校、院内小学校及び桜木小学校」を「市立北貝塚小学校及び院内小学校」に改め、同部千葉市立千城小学校の項中「市立大宮台小学校」を「市立大宮小学校」に改め、同表千葉市立末広中学校の部千葉市立寒川小学校の項中「、神明町の一部」を削り、同表千葉市立椿森中学校の部千葉市立院内小学校の項中「道場北 1、2 丁目」を「道場北町、道場北 1、2 丁目」に改め、「市立北貝塚小学校」の次に「及び市立みつわ台南小学校」を加え、同表千葉市立緑町中学校の部千葉市立登戸小学校の項中「汐見ヶ丘町」を「汐見丘町」に改め、同表千葉市立花園中学校の部千葉市立花園小学校の項中「朝日ヶ丘町」を「朝日ヶ丘町の一部」に改め、同表千葉市立新宿中学校の部千葉市立新宿小学校の項中「神明町」の次の「(市立寒川小学校通学区域を除く。)」を削り、同部千葉市立弁天小学校の項中「、東千葉 2 丁目 6 番。ただし、東千葉 2 丁目 6 番については市立椿森中学校通学区域とする。」を削り、同表千葉市立生浜中学校の部千葉市立生浜西小学校の項中「塩田町」の次に「、南生実町、新浜町」を加え、同部千葉市立椎名小学校の項中「刈田子町の一部、富岡町の

一部、小金沢町の一部、椎名崎町の一部、大金沢町の一部」を「刈田子町、富岡町、小金沢町、椎名崎町、大金沢町」に改め、同表市立誉田中学校の部千葉市立誉田小学校の項中「(市立泉谷小学校通学区域を除く。)」を削り、同表千葉市立白井中学校の部千葉市立白井小学校の項中「市立大宮台小学校」を「市立大宮小学校」に改め、同表千葉市立川戸中学校の部千葉市立川戸小学校の項中「仁戸名町700～728番地」を「仁戸名町681～728番地」に改め、同表千葉市立千草台中学校の部千葉市立千草台小学校の項中「穴川3丁目の一部」の次に「、園生町の一部」を加え、同表千葉市立幸町第一中学校の部千葉市立幸町小学校の項中「幸町2丁目1～24番」を「幸町2丁目」に改め、同表千葉市立土気中学校の部千葉市立土気小学校の項中「及び市立あすみが丘小学校」を削り、同表千葉市立高洲第一中学校の部を削り、同表千葉市立大宮中学校の部千葉市立大宮小学校の項中「大宮台1丁目、4～7丁目」を「大宮台1～7丁目」に改め、「北大宮台」の次に「、大宮町の一部(市立千城小学校通学区域を除く。)、東山科町、多部田町の一部(市立白井小学校通学区域を除く。)、平山町の一部」を加え、同部千葉市立大宮台小学校の項を削り、同表千葉市立草野中学校の部千葉市立草野小学校の項中「六方町の一部」を「長沼町の一部」に改め、同表千葉市立都賀中学校の部千葉市立千草台東小学校の項中「東千葉1丁目、2丁目1～5番、7～32番、3丁目」を「東千葉1～3丁目」に改め、同表千葉市立高洲第二中学校の部を削り、同表千葉市立みつわ台中学校の部千葉市立みつわ台南小学校の項中「源町の一部」の次に「、高品町の一部。ただし、高品町の一部については市立椿森中学校通学区域とする。」を加え、同表千葉市立緑が丘中学校の部千葉市立柏台小学校の項中「柏台」の次に「。ただし、園生町の一部については市立小中台中学校通学区域とする。」を加え、同表千葉市立天戸中学校の部千葉市立長作小学校の項中「長作台1、2丁目」の次に「(市立作新小学校通学区域を除く。)」を加え、「天戸町」の次の「市立作新小学校通学区域、」を削り、「市立花見川第四小



学校通学区域を除く。)」を「市立花島小学校通学区域を除く。）。ただし、長作町の一部については市立幕張中学校通学区域とする。」に改め、同部千葉市作新小学校の項中「作新台1丁目～8丁目」の次に「、長作台2丁目の一部」を加え、同表千葉市立若松中学校の部千葉市立若松小学校の項中「、桜木町の一部」を削り、同部千葉市立小倉小学校の項中「市立千城台北小学校」を「市立千城台わかば小学校」に改め、同表千葉市山王中学校の部千葉市立山王小学校の項中「六方町（335番地を除く。）」を「六方町」に改め、同表千葉市立越智中学校の部千葉市立大木戸小学校の項中「大木戸町」の次に「(市立土気南小学校通学区域を除く。）」を加え、同表千葉市立土気南中学校の部千葉市立土気南小学校の項中「土気町の一部」の次に「、大木戸町の一部」を加え、同表千葉市立有吉中学校の部千葉市立平山小学校の項中「水砂」を「市立誉田小学校、市立川戸小学校及び市立大宮小学校の通学区域」に改め、同表千葉市立大椎中学校の部千葉市立大椎小学校の項中「市立土気小学校」の次の「及び市立土気南小学校」を削り、同部千葉市立あすみが丘小学校の項中「、土気町の一部」を削る。

別表第1に次のように加える。

千葉市立高洲中学校	千葉市立高洲小学校	高洲2丁目
	千葉市立高洲第三小学校	高洲3丁目
	千葉市立高洲第四小学校	高洲1丁目
	千葉市立真砂第五小学校	真砂1丁目、高洲4丁目1番～6番

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、千葉市立都小学校の項、千葉市立寒川小学校の項、千葉市立院内小学校の項、千葉市立登戸小学校の項、千葉市立花園小学校の項、千葉市立新宿小学校の項、千葉市立弁天小学校の項、千葉市立生浜西小学校の項、千葉市立椎名小学校の項、千葉市立誉田小学校の項、

千葉市立川戸小学校の項、千葉市立千草台小学校の項、千葉市立幸町小学校の項、千葉市立土気小学校の項、千葉市立草野小学校の項、千葉市立千草台東小学校の項、千葉市立みつわ台南小学校の項、千葉市立柏台小学校の項、千葉市立長作小学校の項、千葉市立作新小学校の項、千葉市立若松小学校の項、千葉市立小倉小学校の項、千葉市立山王小学校の項、千葉市立大木戸小学校の項、千葉市立土気南小学校の項、千葉市立大椎小学校の項及び千葉市立あすみが丘小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

大宮小学校及び大宮台小学校を統合し、大宮小学校とするとともに、高洲第一中学校及び高洲第二中学校を統合し、新たに高洲中学校を設置することに伴うもののほか、所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。



議案第93号

千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について

千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和2年10月21日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 千葉市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年千葉市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号中「2日前」を「3日前」に、「第2月曜日」を「第2月曜日の翌日」に、同条第4号中「12月26日」を「12月24日」に改める。

(千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正)

第2条 千葉市立特別支援学校管理規則(平成元年千葉市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第3号中「2日前」を「3日前」に、「第2月曜日」を「第2月曜日の翌日」に、同条第4号中「12月26日」を「12月24日」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

休業日の変更を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。

報告第10号

陳情について

令和2年7月9日付けで受理した陳情第54号について、次のとおり臨時代理により処理したので報告する。

令和2年10月21日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美





2千教指第433号  
令和2年10月20日

様

千葉市教育委員会  
教育長 磯野和美

陳情に係る結果について（通知）

令和2年7月9日付け「教科書採択に関する陳情」について、下記のとおり決定しましたので通知します。



記

1. 件名 令和2年7月9日付け陳情  
「教科書採択に関する陳情」
2. 結果 不採択
3. 決定年月日 令和2年10月12日

担当：学校教育部教育指導課  
主任指導主事 小石 伸一  
電話：043-245-5981



陳 情 文 書 表

受理番号	陳情第 54 号	受理年月日	令和 2 年 7 月 9 日
件 名	教科書採択に関する陳情		
要 旨	<p>1 東京書籍の教科書は、日本の歴史について自虐的な内容が多い。</p> <p>2 歴史や公民の教科書は、育鵬社や自由社が適している。</p>		
陳情者 住 所 氏 名	<p>〒290- 市原市</p>		



教科書採択に関する陳情

貴市で採用する歴史、公民分野の教科書については東京書籍の他に日本の歴史について自虐的な内容や皇土方の多いものがあると思っております。

特に「日本はGHQにより戦後はじめて民主化した」と説く人に誤解を招くような内容の教科書が多く、子供達に間違った教育を受けるおそれを感じております。

1946年に昭和天皇が詔書を発表され、同詔書により「五箇条の御誓文に基き、日本には元々民主主義が備わっていること」を明確に述べたことに対し、東京書籍は「昭和天皇は人間宣言をした」と根拠のない俗稱を使い、本質からかけ離れた不十分な記載をしております。このように子供達に誤解を与え、自虐的な意識を植え付けるような教科書は採用しないことを願っております。

教育基本法には「伝統と文化を尊重し、その宝を活かすことにより我が国と郷土を愛する態度を養う」と明記され、学習指導要領にも「我が国の国土と歴史は村を子理解と愛情を極深め」とあります。同法及び同要領の内容に沿った歴史、公民の教科書としては自由社や育鵬社の教科書が良いと思っております。

令和3年度から使用される歴史、公民の教科書については、育鵬社や自由社の教科書を採用するようお願いいたします。

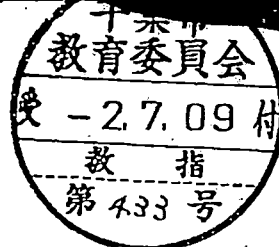
令和2年7月8日

千葉市教育委員 教育長宛



〒290

千葉市原市



MDOHI

議 案 説 明

陳情について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1号の規定に基づき臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

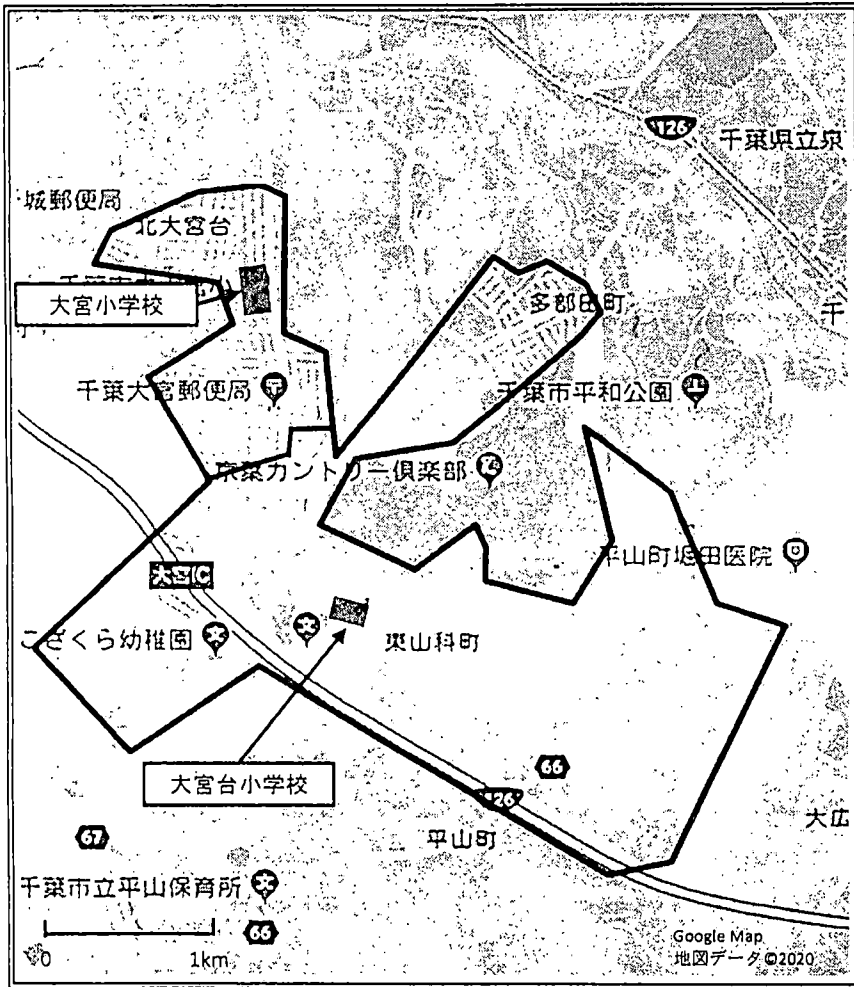
令和2年10月21日

令和2年千葉市教育委員会会議第10回定例会

[参考資料]

議案第92号関係	1
議案第93号関係	9

通学区域図 統合前(大宮小・大宮台小)



<通学区域>

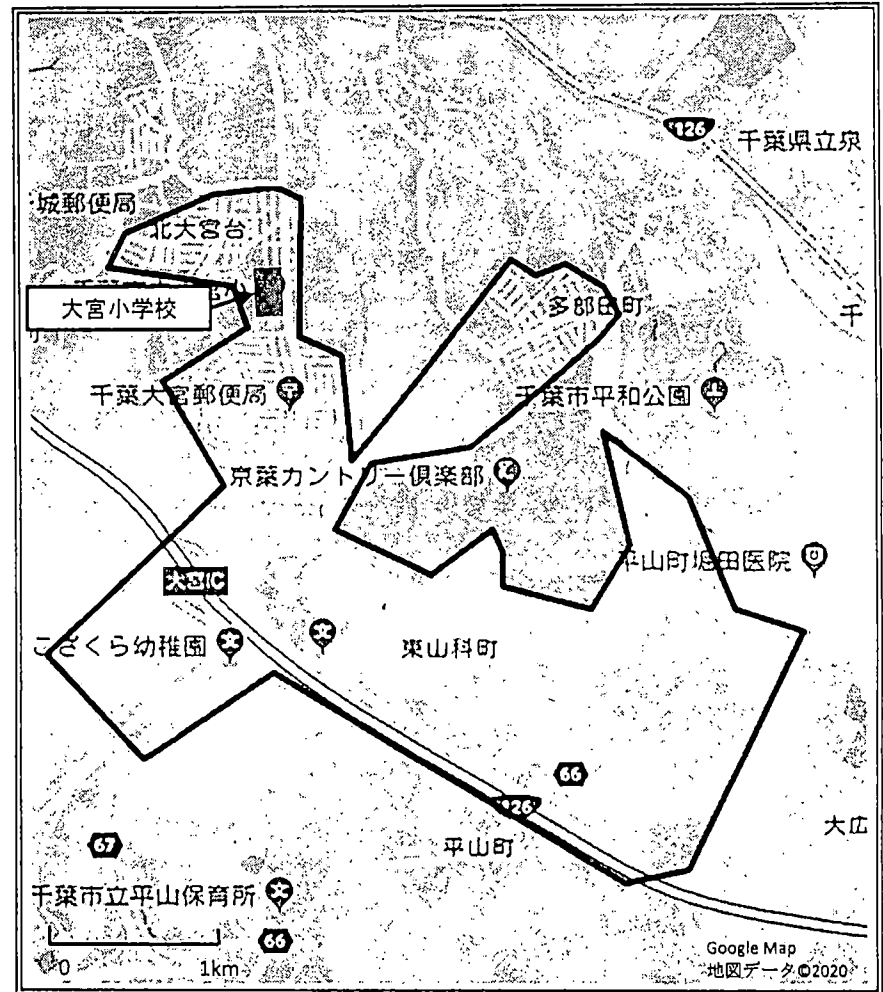
千葉市立大宮小学校

大宮台1丁目、4～7丁目、北大宮台

千葉市立大宮台小学校

大宮台2、3丁目、大宮町の一部(市立千城小学校通学区域を除く。)、  
東山科町、多部田町の一部(市立白井小学校通学区域を除く。)、  
平山町の一部

通学区域図 統合後(大宮小)



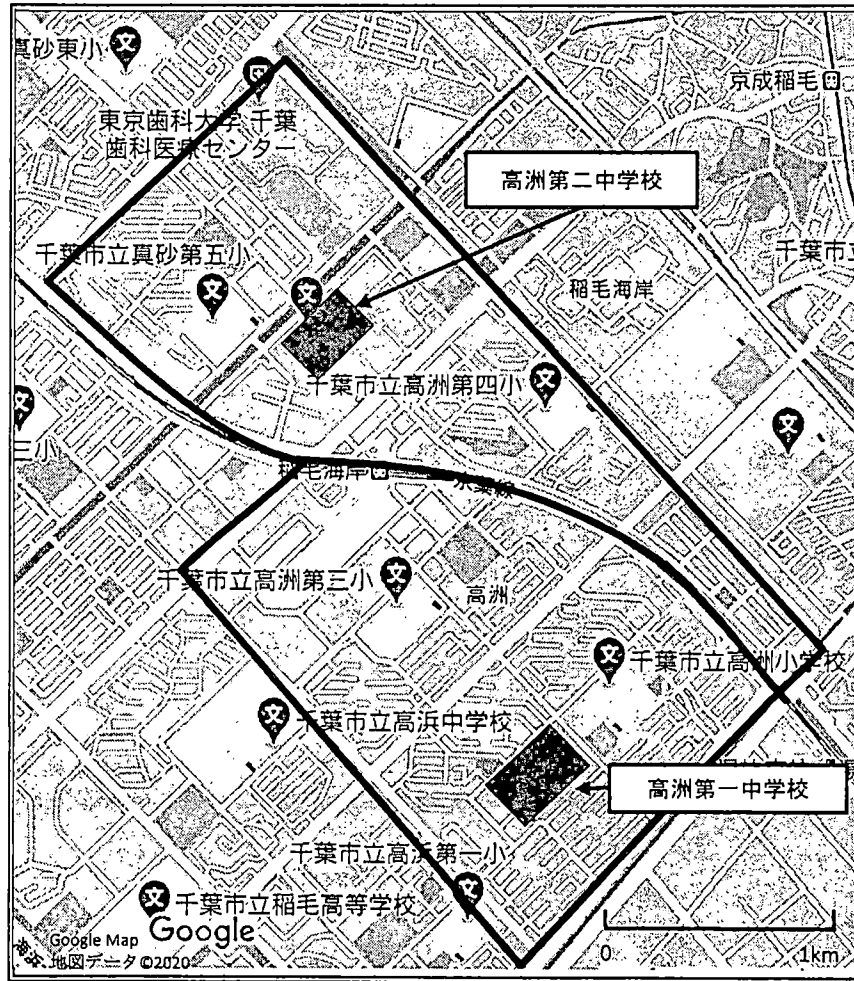
<通学区域>

千葉市立大宮小学校

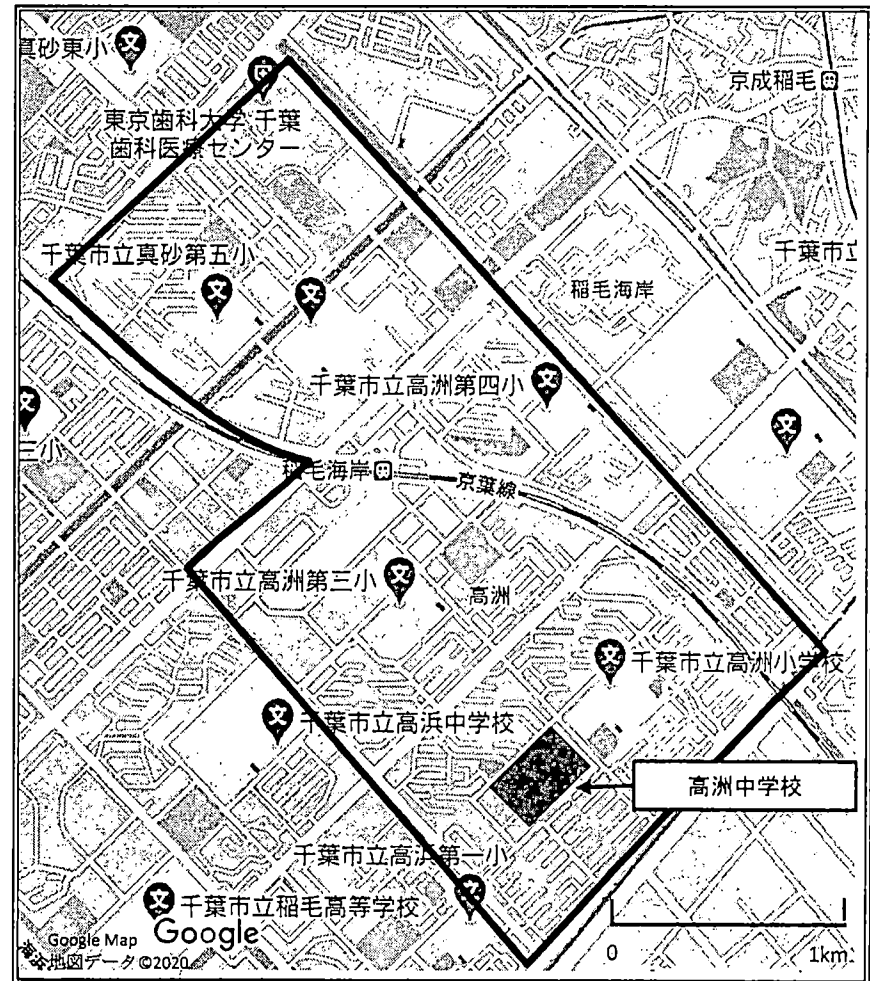
大宮台1～7丁目、北大宮台、

大宮町の一部(市立千城小学校通学区域を除く。)、東山科町、  
多部田町の一部(市立白井小学校通学区域を除く。)、平山町の一部

通学区域図 統合前(高洲第一中・第二中)



通学区域図 統合後(高洲中)



<通学区域>

千葉市立高洲第一中学校

千葉市立高洲小学校 高洲2丁目

千葉市立高洲第三小学校 高洲3丁目

千葉市立高洲第二中学校

千葉市立高洲第四小学校 高洲1丁目

千葉市立真砂第五小学校 真砂1丁目、高洲4丁目1番~6番

<通学区域>

千葉市立高洲中学校

千葉市立高洲小学校 高洲2丁目

千葉市立高洲第三小学校 高洲3丁目

千葉市立高洲第四小学校 高洲1丁目

千葉市立真砂第五小学校 真砂1丁目、高洲4丁目1番~6番



新旧対照表（千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正）

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（昭和44年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第1条～第3条（略） 別表第1			第1条～第3条（略） 別表第1		
	中学校区	小学校区	中学校区	小学校区	通学区域
千葉市立 加曾利中 学校	千葉市立 都小学校	加曾利町（市立桜木小学校通学区域を除く。）、都町、都町1～8丁目、貝塚町（ <u>市立若松小学校、北貝塚小学校、院内小学校及び桜木小学校</u> 通学区域を除く。）	千葉市立 都小学校	加曾利町（市立桜木小学校通学区域を除く。）、都町、都町1～8丁目、貝塚町（ <u>市立</u> <u>北貝塚小学校及び院内小</u> <u>学校</u> 通学区域を除く。）	
		千葉市立 千城小学校		大宮町（ <u>市立大宮台小学校</u> 通学区域を除く。中学生のうち市立川戸中学校通学区域を除く。）	千葉市立 千城小学校
	千葉市立坂月小学校・千葉市立桜木小学校	(略)	千葉市立坂月小学校・千葉市立桜木小学校	(略)	
千葉市立 末広中学校	千葉市立 寒川小学校	寒川町1～3丁目、湊町、千葉寺町（市立星久喜小学校及び市立宮崎小学校通学区域を除く。）、長洲1丁目1番～8番、18番～35番、長洲2丁目、稲荷町1～3丁目、川崎町、末広1～5丁目、 <u>神明町の一部</u> 、出洲港の一部、問屋町の一部。ただし、問屋町の一部については、市立新宿中学校の通学区域とする。	千葉市立 寒川小学校	寒川町1～3丁目、湊町、千葉寺町（市立星久喜小学校及び市立宮崎小学校通学区域を除く。）、長洲1丁目1番～8番、18番～35番、長洲2丁目、稲荷町1～3丁目、川崎町、末広1～5丁目、 、出洲港の一部、問屋町の一部。ただし、問屋町の一部については、市立新宿中学校の通学区域とする。	
千葉市立 葛城中学校	(略)	(略)	千葉市立 葛城中学校	(略)	(略)
千葉市立 椿森中学校	千葉市立 院内小学校	要町、院内1、2丁目、祐光1～4丁目、椿森1、2、3丁目（市立都賀小学校通学区域を除く。）、5丁目、6丁目の一部、 <u>道場北1、2丁目</u> 、栄町、高品町（市立北貝塚小学校 通学区域を除く。）、貝塚町の一部	千葉市立 椿森中学校	千葉市立 院内小学校	要町、院内1、2丁目、祐光1～4丁目、椿森1、2、3丁目（市立都賀小学校通学区域を除く。）、5丁目、6丁目の一部、 <u>道場北町、道場北1、2丁目</u> 、栄町、高品町（市立北貝塚小学校及び <u>市立みつわ台南小学校</u> 通学区域を除く。）、貝塚町の一部
千葉市立 緑町中学校	千葉市立 登戸小学校	登戸1～3丁目、新千葉2、3丁目、 <u>汐見ヶ丘町</u> 、千葉港（市立幸町第三小学校通学区域を除く。）、中央港1丁目。ただし、千葉港（市立幸町第三小学校通学区域を除く。）及び中央港1丁目については、市立新宿中学校の通学区域とする。	千葉市立 緑町中学校	千葉市立 登戸小学校	登戸1～3丁目、新千葉2、3丁目、 <u>汐見ヶ丘町</u> 、千葉港（市立幸町第三小学校通学区域を除く。）、中央港1丁目。ただし、千葉港（市立幸町第三小学校通学区域を除く。）及び中央港1丁目については、市立新宿中学校の通学区域とする。
	千葉市立 緑町小学校	(略)		千葉市立 緑町小学校	(略)
千葉市立 小中台中学	(略)	(略)	千葉市立 小中台中学	(略)	(略)

校		
千葉市立 花園中学校	千葉市立 検見川小学 校・千葉市 立 畑小学 校	(略)
	千葉市立 花園小学校	花園町、花園1～5丁目、浪花 町、南花園1、2丁目、朝日ヶ 丘町、朝日ヶ丘3丁目の 一部、4丁目
	千葉市立 瑞穂小学校	(略)
千葉市立 新宿中学校	千葉市立 新宿小学校	新宿1、2丁目、新田町、新 町、神明町(市立寒川小学校通 学区域を除く。)、新千葉1丁 目、問屋町(市立寒川小学校通 学区域を除く。)、出洲港(市立 寒川小学校通学区域を除く。)、 中央港2丁目
	千葉市立 弁天小学校	弁天1～4丁目、東千葉2丁目 6番。ただし、東千葉2丁目6 番については市立椿森中学校通 学区域とする。
千葉市立 蘇我中学校 ～千葉市立 幕張中学校	(略)	(略)
千葉市立 生浜中学校	千葉市立 生浜小学 校・千葉市 立 生浜東 小学校	(略)
	千葉市立 生浜西小学 校	浜野町のうちJR東日本鉄道軌 道の西側の区域、村田町、塩田 町
	千葉市立 椎名小学校	古市場町、茂呂町、落井町、中 西町、刈田子町の一部、富岡町 の一部、小金沢町の一部、椎名 崎町の一部、大金沢町の一部
千葉市立 誉田中学校	千葉市立 誉田小学校	誉田町1丁目(市立泉谷小学 通学区域を除く。)、2丁目(市 立誉田東小学校通学区域を除 く。)、大膳野町、平山町字水砂
	千葉市立 誉田東小学 校	(略)
千葉市立 轟町中学校 ・千葉市立 松ヶ丘中学 校	(略)	(略)
千葉市立 白井中学校	千葉市立 白井小学校	和泉町、野呂町、五十土町、大 広町、川井町、中田町(市立更 科小学校通学区域を除く。)、中 野町、佐和町、北谷津町、多部 田町(市立大宮台小学校通学区 域を除く。)、高根町
千葉市立 更科中学校	(略)	(略)

校		
千葉市立 花園中学校	千葉市立 検見川小学 校・千葉市 立 畑小学 校	(略)
	千葉市立 花園小学校	花園町、花園1～5丁目、浪花 町、南花園1、2丁目、朝日ヶ 丘町の一部、朝日ヶ丘3丁目の 一部、4丁目
	千葉市立 瑞穂小学校	(略)
千葉市立 新宿中学校	千葉市立 新宿小学校	新宿1、2丁目、新田町、新 町、神明町 、新千葉1丁 目、問屋町(市立寒川小学校通 学区域を除く。)、出洲港(市立 寒川小学校通学区域を除く。)、 中央港2丁目
	千葉市立 弁天小学校	弁天1～4丁目
千葉市立 蘇我中学校 ～千葉市立 幕張中学校	(略)	(略)
千葉市立 生浜中学校	千葉市立 生浜小学 校・千葉市 立 生浜東 小学校	(略)
	千葉市立 生浜西小学 校	浜野町のうちJR東日本鉄道軌 道の西側の区域、村田町、塩田 町、南生実町の一部、新浜町
	千葉市立 椎名小学校	古市場町、茂呂町、落井町、中 西町、刈田子町、富岡町、小金 沢町、椎名崎町、大金沢町
千葉市立 誉田中学校	千葉市立 誉田小学校	誉田町1丁目 、2丁目(市 立誉田東小学校通学区域を除 く。)、大膳野町、平山町字水砂
	千葉市立 誉田東小学 校	(略)
千葉市立 轟町中学校 ・千葉市立 松ヶ丘中学 校	(略)	(略)
千葉市立 白井中学校	千葉市立 白井小学校	和泉町、野呂町、五十土町、大 広町、川井町、中田町(市立更 科小学校通学区域を除く。)、中 野町、佐和町、北谷津町、多部 田町(市立大宮台小学校通学区 域を除く。)、高根町
千葉市立 更科中学校	(略)	(略)

千葉市立川戸中学校	千葉市立川戸小学校	川戸町、 <u>仁戸名町700～728番地</u> 、赤井町の一部、平山町の一部	千葉市立川戸中学校	千葉市立川戸小学校	川戸町、 <u>仁戸名町681～728番地</u> 、赤井町の一部、平山町の一部
千葉市立稲毛中学校	(略)	(略)	千葉市立稲毛中学校	(略)	(略)
千葉市立千草台中学校	千葉市立千草台小学校	千草台1、2丁目、天台町、天台2～6丁目(3丁目4番1号を除く。)、萩台町、穴川3丁目の一部	千葉市立千草台中学校	千葉市立千草台小学校	千草台1、2丁目、天台町、天台2～6丁目(3丁目4番1号を除く。)、萩台町、穴川3丁目の一部、 <u>園生町の一部</u>
千葉市立幸町第一中学校	千葉市立幸町小学校	<u>幸町2丁目1～24番</u> 、新港(市立幸町第三小学校通学区域を除く。)	千葉市立幸町第一中学校	千葉市立幸町小学校	<u>幸町2丁目</u> 、新港(市立幸町第三小学校通学区域を除く。)
千葉市立土気中学校	千葉市立土気小学校	土気町(市立土気南小学校及 <u>び市立あすみが丘小学校通学区域を除く。)</u> 、上大和田町、下大和田町、高津戸町(市立大木戸小学校通学区域を除く。)、小食土町の一部	千葉市立土気中学校	千葉市立土気小学校	土気町(市立土気南小学校通学区域を除く。)、上大和田町、下大和田町、高津戸町(市立大木戸小学校通学区域を除く。)、小食土町の一部
千葉市立千城台西中学校～千葉市立さつきが丘中学校	(略)	(略)	千葉市立千城台西中学校～千葉市立さつきが丘中学校	(略)	(略)
千葉市立高洲第一中学校	千葉市立高洲小学校	高洲2丁目	(削る)	(削る)	(削る)
	千葉市立高洲第三小学校	高洲3丁目		(削る)	(削る)
千葉市立大宮中学校	千葉市立大宮小学校	大宮台1丁目、4～7丁目、北大宮台	千葉市立大宮中学校	千葉市立大宮小学校	大宮台1～7丁目、北大宮台、 <u>大宮町の一部(市立千城小学校通学区域を除く。)</u> 、 <u>東山科町、多部田町の一部(市立白井小学校通学区域を除く。)</u> 、平山町の一部
	千葉市立大宮台小学校	大宮台2、3丁目、大宮町の一部(市立千城小学校通学区域を除く。)、東山科町、多部田町の一部(市立白井小学校通学区域を除く。)、平山町の一部	(削る)	(削る)	
千葉市立草野中学校	千葉市立あやめ台小学校	(略)	千葉市立草野中学校	千葉市立あやめ台小学校	(略)
	千葉市立草野小学校	園生町の一部(国道16号線東側の区域)、愛生町、長沼原町の一部、 <u>六方町の一部</u>	千葉市立草野小学校	千葉市立草野小学校	園生町の一部(国道16号線東側の区域)、愛生町、長沼原町の一部、 <u>長沼町の一部</u>
千葉市立幕張西中学校	(略)	(略)	千葉市立幕張西中学校	(略)	(略)
千葉市立都賀中学校	千葉市立都賀小学校	(略)	千葉市立都賀中学校	千葉市立都賀小学校	(略)
	千葉市立千草台東小学校	東千葉1丁目、2丁目1～5番、7～32番、3丁目、東寺山町の一部、作草部町の一部、殿台町の一部		千葉市立千草台東小学校	東千葉1～3丁目、東寺山町の一部、作草部町の一部、殿台町の一部
千葉市立千城台南中学校	(略)	(略)	千葉市立千城台南中学校	(略)	(略)

千葉市立 高洲第二中 学校	千葉市立 高洲第四小 学校	高洲1丁目	(削る)	(削る)
	千葉市立 真砂第五小 学校	真砂1丁目、高洲4丁目1番 ～6番	(削る)	(削る)
千葉市立 みつわ台中 学校	千葉市立 みつわ台北 小学校	(略)	千葉市立 みつわ台北 小学校	(略)
	千葉市立 みつわ台南 小学校	みつわ台1、2丁目、東寺山町 の一部、殿台町の一部、原町 の一部、源町の一部	千葉市立 みつわ台南 小学校	みつわ台1、2丁目、東寺山 町の一部、殿台町の一部、原 町の一部、源町の一部、高品 町の一部。ただし、高品町の 一部については市立椿森中学 校通学区域とする。
	千葉市立 源小学校	(略)	千葉市立 源小学校	(略)
千葉市立 緑が丘中 学校	千葉市立 宮野木小学 校	(略)	千葉市立 宮野木小学 校	(略)
	千葉市立 柏台小学校	あやめ台3番、園生町の一部、 長沼町の一部、柏台	千葉市立 柏台小学校	あやめ台3番、園生町の一部、 長沼町の一部、柏台。ただし、 園生町の一部については市立小 台中学校通学区域とする。
千葉市立 天戸中 学校	千葉市立 長作小学校	長作町(市立作新小学校通学区 域を除く。)、長作台1、2丁目  、天戸町(市立作新小学 校通学区域、市立花見川第三小 学校通学区域及び市立花見川第 四小学校通学区域を除く。)	千葉市立 長作小学校	長作町(市立作新小学校通学区 域を除く。)、長作台1、2丁目 (市立作新小学校通学区域を除 く。)、天戸町(市立花見川第三小 学校通学区域及び市立花見川第 四小学校通学区域を除く。)。ただし、長 作町の一部については市立幕張 中学校通学区域とする。
	千葉市立 作新小学 校	長作町の一部、作新台1丁目～ 8丁目	千葉市立 作新小学 校	長作町の一部、作新台1丁目～ 8丁目、長作台2丁目の一部
千葉市立 若松中 学校	千葉市立 若松小学 校	若松町(市立若松台小学校、市 立都賀の台小学校及び市立小倉 小学校通学区域を除く。)、若 松台3丁目の一部、都賀3丁目 の一部、都賀5丁目の一部、 桜木町の一部、桜木北1丁目 の一部及び桜木北2、3丁目。 ただし、上記のうち、若松町 の一部については、市立山王中 学校通学区域とする。	千葉市立 若松小学 校	若松町(市立若松台小学校、市 立都賀の台小学校及び市立小倉 小学校通学区域を除く。)、若 松台3丁目の一部、都賀3丁目 の一部、都賀5丁目の一部 、桜木北1丁目 の一部及び桜木北2、3丁目。た だし、上記のうち、若松町の一 部については、市立山王中 学校通学区域とする。
	千葉市立 小倉小学 校	小倉台1～7丁目、小倉町(市 立坂月小学校及び市立千城台 北小学校 通学区域を除 く。)、若松町の一部及び桜木 北1丁目の一部	千葉市立 小倉小学 校	小倉台1～7丁目、小倉町(市 立坂月小学校及び市立千城台 わかば小学校通学区域を除 く。)、若松町の一部及び桜木 北1丁目の一部
	千葉市立 若松台小 学校	(略)	千葉市立 若松台小 学校	(略)
千葉市立 高浜中 学校・千葉市 立 幸町第 二中学校	(略)	(略)	千葉市立 高浜中 学校・千葉市 立 幸町第 二中学校	(略)

千葉市立 山王中学校	千葉市立 山王小学校	山王町、長沼原町の一部、小深町、 <u>六方町（335番地を除く。）</u> （長沼原町については市立榎橋中学校通学区域とする。）	千葉市立 山王中学校	千葉市立 山王小学校	山王町、長沼原町の一部、小深町、 <u>六方町</u> （長沼原町については市立榎橋中学校通学区域とする。）
	千葉市立 都賀の台小学校	(略)		千葉市立 都賀の台小学校	(略)
千葉市立 稲浜中学校 ～千葉市立 貝塚中学校	(略)	(略)	千葉市立 稲浜中学校 ～千葉市立 貝塚中学校	(略)	(略)
千葉市立 越智中学校	千葉市立 大木戸小学校	大高町、大木戸町、大椎町の一部、高津戸町の一部、大野台1、2丁目	千葉市立 越智中学校	千葉市立 大木戸小学校	大高町、大木戸町（ <u>市立土気南小学校通学区域を除く。</u> ）、大椎町の一部、高津戸町の一部、大野台1、2丁目
	千葉市立 越智小学校	(略)		千葉市立 越智小学校	(略)
千葉市立 泉谷中学校 ・千葉市立 幕張本郷中学校	(略)	(略)	千葉市立 泉谷中学校 ・千葉市立 幕張本郷中学校	(略)	(略)
千葉市立 土気南中学校	千葉市立 土気南小学校	土気町の一部、大椎町の一部、あすみが丘1～5丁目、6丁目3番地～19番地、あすみが丘東1、2丁目	千葉市立 土気南中学校	千葉市立 土気南小学校	土気町の一部、 <u>大木戸町の一部</u> 、大椎町の一部、あすみが丘1～5丁目、6丁目3番地～19番地、あすみが丘東1、2丁目
千葉市立 打瀬小学校	(略)	(略)	千葉市立 打瀬小学校	(略)	(略)
千葉市立 有吉中学校	千葉市立 平山小学校	平山町（ <u>水砂</u> を除く。）辺田町、鎌取町	千葉市立 有吉中学校	千葉市立 平山小学校	平山町（ <u>市立菅田小学校、市立川戸小学校及び市立大宮小学校の通学区域を除く。</u> ）辺田町、鎌取町
	千葉市立 有吉小学校 ・千葉市立 扇田小学校	(略)		千葉市立 有吉小学校 ・千葉市立 扇田小学校	(略)
千葉市立 大椎中学校	千葉市立 大椎小学校	小食土町（市立土気小学校及び <u>市立土気南小学校</u> 及び市立あすみが丘小学校通学区域を除く。）、小山町、板倉町、大椎町（市立大木戸小学校及び市立土気南小学校通学区域を除く。）、あすみが丘6～8丁目（市立土気南小学校及び市立あすみが丘小学校通学区域を除く。）、9丁目	千葉市立 大椎中学校	千葉市立 大椎小学校	小食土町（市立土気小学校及び市立あすみが丘小学校通学区域を除く。）、小山町、板倉町、大椎町（市立大木戸小学校及び市立土気南小学校通学区域を除く。）、あすみが丘6～8丁目（市立土気南小学校及び市立あすみが丘小学校通学区域を除く。）、9丁目
	千葉市立 あすみが丘 小学校	あすみが丘6丁目1番地、2番地、20番地～31番地、7丁目1番地～22番地、8丁目1番地～19番地、あすみが丘東3～5丁目、 <u>土気町の一部</u> 、小食土町の一部		千葉市立 あすみが丘 小学校	あすみが丘6丁目1番地、2番地、20番地～31番地、7丁目1番地～22番地、8丁目1番地～19番地、あすみが丘東3～5丁目、 <u>土気町の一部</u> 、小食土町の一部
千葉市立・ 真砂中学校 ～千葉市立 花見川中学	(略)	(略)	千葉市立 真砂中学校 ～千葉市立 花見川中学	(略)	(略)

校			校		
			千葉市立 高洲中学校	千葉市立 高洲小学校	高洲2丁目
				千葉市立 高洲第三小 学校	高洲3丁目
				千葉市立 高洲第四小 学校	高洲1丁目
				千葉市立 真砂第五小 学校	真砂1丁目、高洲4丁目1番 ～6番
以下 (略)			以下 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、千葉市立都小学校の項、千葉市立寒川小学校の項、千葉市立院内小学校の項、千葉市立登戸小学校の項、千葉市立花園小学校の項、千葉市立新宿小学校の項、千葉市立弁天小学校の項、千葉市立生浜西小学校の項、千葉市立椎名小学校の項、千葉市立誉田小学校の項、千葉市立川戸小学校の項、千葉市立千草台小学校の項、千葉市立幸町小学校の項、千葉市立土気小学校の項、千葉市立草野小学校の項、千葉市立千草台東小学校の項、千葉市立みつわ台南小学校の項、千葉市立柏台小学校の項、千葉市立長作小学校の項、千葉市立作新小学校の項、千葉市立若松小学校の項、千葉市立小倉小学校の項、千葉市立山王小学校の項、千葉市立大木戸小学校の項、千葉市立土気南小学校の項、千葉市立大椎小学校の項及び千葉市立あすみが丘小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市特別支援学校管理規則の一部改正について

学校教育部学事課

1 改正の目的

児童生徒の熱中症による事故防止対策として、令和元年度から夏季休業日の日数を42日以内から48日以内とし、秋季休業日及び冬季休業日を2日ずつ計4日間短縮した。令和3年度については、普通教室へのエアコンの整備状況や休業日の分散化等を考慮し、小・中・特別支援学校の長期休業日を変更するため、「千葉市立小学校及び中学校管理規則」及び「千葉市立特別支援学校管理規則」の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 秋季休業日及び冬季休業日については、令和元年度より2日ずつ計4日間短縮したが、休業日の分散化を図るため、平成30年度以前の日数に戻すこととし、その旨規定を改める。
- (2) 夏季休業日については、エアコンの普通教室への整備状況等から、日数を平成30年度以前の42日に短縮するが、現行の規定「7月の第2月曜日から8月31日までの間において48日以内で、あらかじめ教育委員会が定める日」で対応できるため、規定は改めない。

3 施行年月日

令和3年4月1日

4 参考

○休業日（案）

	令和3年度	(参考) 令和2年度
学年始め休業日	4月1日(木)～4月5日(月)	4月1日(水)～4月4日(土)
夏季休業日	7月19日(月)～8月29日(日)	7月13日(月)～8月29日(土)
秋季休業日	10月8日(金)～10月12日(火)	10月10日(土)～10月12日(月)
冬季休業日	12月24日(金)～1月5日(水)	12月26日(土)～1月5日(火)
学年末休業日	3月26日(土)～3月31日(木)	3月25日(木)～3月31日(水)
備考		※夏季休業日(コロナ禍の影響による変更) 8月8日(土)～8月23日(日)

議案第93号関係 参考資料

新旧対照表（千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正）

第1条 千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第19条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 秋季休業日 <u>10月の第2月曜日の2日前</u>の日から10月の<u>第2月曜日</u>まで</p> <p>(4) 冬季休業日 <u>12月26日</u>から翌年1月5日まで</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第19条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 秋季休業日 10月の第2月曜日の<u>3日前</u>の日から10月の<u>第2月曜日の翌日</u>まで</p> <p>(4) 冬季休業日 <u>12月24日</u>から翌年1月5日まで</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正）

第2条 千葉市立特別支援学校管理規則（平成元年千葉市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第4条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 秋季休業日 10月の第2月曜日の<u>2日前</u>の日から10月の<u>第2月曜日</u>まで</p> <p>(4) 冬季休業日 <u>12月26日</u>から翌年1月5日まで</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第4条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 秋季休業日 10月の第2月曜日の<u>3日前</u>の日から10月の<u>第2月曜日の翌日</u>まで</p> <p>(4) 冬季休業日 <u>12月24日</u>から翌年1月5日まで</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



令和2年教育委員会会議第10回定例会出席者(第一・第二会議室)

